

◎新潟県告示第1098号

地方自治法（平成22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和7年12月26日

新潟県知事 花 角 英 世

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター

2 指定管理者となる団体の所在地及び名称

新潟市中央区清五郎67番地12

にいがた健康・スポーツ医科学ネットワーク

構成員：学校法人新潟総合学園

公益財団法人新潟県スポーツ協会

医療法人愛広会

愛宕商事株式会社

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

4 指定年月日

令和7年12月22日